

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111（内線 3978、3936） FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp